

運営規程

デイサービスセンターまごころ

(事業の目的)

第1条 有限会社ケービジネスが開設するデイサービスセンターまごころ(以下「事業所」という。)が行う指定地域密着型通所介護及び指定1日型デイサービスの事業(以下「事業」という。)は、居宅において要介護状態又は要支援状態にある高齢者又は事業対象者に対し、適切な指定地域密着型通所介護及び指定1日型デイサービスを提供する事を目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、要介護状態となった場合でも、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2. 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

- (1) 名称 デイサービスセンター まごころ
- (2) 所在地 広島市中区昭和町4番27号HKビル1F

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種及び員数並びに職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名(常勤)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 2名(常勤)(1名は介護職員兼務)
生活相談員は、利用者および家族からの相談業務とそれに付随する業務を行う。
- (3) 看護職員 2名(常勤1名、非常勤1名)(2名は機能訓練指導員兼務)
看護職員は、利用者の健康に関する管理および介助を行う。
- (4) 介護職員 5名(常勤3名非常勤2名)(常勤の1名は生活相談員兼務)
介護職員は、利用者の入浴、食事、排泄等の介助およびコミュニケーション、レクリエーションを行う。
- (5) 機能訓練指導員 2名(常勤1名、非常勤1名)(看護職員兼務)
機能訓練指導員は、利用者のADLが維持・向上するよう、回復訓練を行ったり、介護職員に提案・指導を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

- (1) 営業日 月曜から土曜までの週6日営業とする。(ただし、祝祭日、5月3日から5月5日まで、8月14日から8月16日まで及び12月30日から1月3日までは休業日とする)
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分
- (3) サービス提供時間 午前9時30分から午後4時35分

(利用定員)

第6条 当事業所の事業の利用定員は16名とする。

(内容)

第7条 指定地域密着型通所介護及び指定1日型デイサービスの内容は次の通りとする。

- (1) 送迎
- (2) 健康チェック
- (3) 食事サービス
- (4) 入浴サービス
- (5) 生活指導
- (6) 日常動作訓練
- (7) 個別機能向上サービス
- (8) 口腔機能向上サービス
- (9) レクリエーション

(利用料とその他の費用)

第8条 指定地域密着型通所介護及び指定1日型デイサービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣又は広島市長が定める基準によるものとする。

2. 通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して送迎を行う場合は通常の事業の実施地域を越える地点から路程 1km あたり 20 円を実費として徴収する。

3. 食費 一日あたり 600 円

4. おやつ代 一日あたり 100 円

5. おむつ代、レクリエーション活動の材料費、外出の際の入園料等 実費

6. 前4項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族等に対して、事前に文書で説明した上で支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 事業所の通常の事業の実施地域は、広島市の区域とする。

(サービスにあたっての留意事項)

第10条 当事業所のサービスを利用するにあたって、利用者は以下の点に留意するものとする。

- (1) 施設、設備の使用に際しては事業所の規則及び従業者の案内のもとに適切に利用すること。
- (2) 当事業所の従業者や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動及び政治活動並びに営利活動等を行わないこと。
- (3) 当事業所内の定められた喫煙所以外での喫煙は行わないこと。

(緊急時等における対応)

第11条 従業者は、指定地域密着型通所介護及び指定1日型デイサービスを実施中に利用者の病状の急変、その他の緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医に連絡する等の処置を講ずるとともに管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第12条 事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者へ周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 事業所は、従業者の質的向上を図る為、次のような研修の機会を設けるものとし、また業

務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内
- (2) 定期研修 年 2 回以上
- (3) その他の研修

2. 従業者は職務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

3. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は有限会社ケービジネスと事業所の管理者との協議に基づいてこれを定めるものとする。

(身体拘束廃止及び虐待防止に関する事項)

第 14 条 事業所は、利用者の身体拘束廃止及び高齢者虐待防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 管理者を身体拘束廃止及び高齢者虐待防止に関する責任者とする
- (2) 身体拘束廃止及び高齢者虐待防止のための従業者に対する研修として、年に一回以上、身体拘束廃止及び高齢者虐待防止に関する指針を申し合わせる
- (3) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (4) 身体拘束廃止及び高齢者虐待防止のために必要な措置
- (5) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業員に周知する

2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(付則) 本規程は、平成 16 年 9 月 1 日から施行する。

(改正の履歴) 平成 24 年 5 月 1 日 第 5 条変更

平成 25 年 10 月 1 日 第 4 条変更

平成 26 年 3 月 29 日 第 14 条追加

平成 28 年 7 月 14 日 第 1 条、第 4 条変更

平成 29 年 11 月 13 日 第 1 条、第 4 条、第 5 条、第 8 条、第 11 条変更

平成 30 年 4 月 1 日 第 1 条、第 4 条、第 5 条、第 8 条、第 11 条変更

平成 31 年 4 月 1 日 第 4 条、第 6 条変更

令和 4 年 5 月 10 日 第 2 条、第 4 条変更

令和 5 年 11 月 6 日 第 14 条変更